

○ 特定施設を設置している事業場や新たに設置しようとする事業場は以下のとおり届出を行ってください

届出事由	提出書類	届出期限	備考
既に公共下水道を使用している事業場が新たに特定施設を設置しようとする場合	特定施設設置届出書 (特定施設(設置・使用・構造等の変更)届出書別紙を添付すること)	特定施設を設置しようとする 60日前までに届け出る	
特定施設を既に設置している事業場が新たに別個の特定施設を設置しようとする場合	特定施設設置届出書 (特定施設(設置・使用・構造等の変更)届出書別紙を添付すること)	特定施設を設置しようとする 60日前までに届け出る	
既に設置している特定施設の使用を廃止して新しい特定施設を設置する場合	特定施設設置届出書 (特定施設(設置・使用・構造等の変更)届出書別紙を添付すること)	特定施設を設置しようとする 60日前までに届け出る	
	特定施設使用廃止届出書	使用廃止の日から30日以内	
特定施設のある事業場を設置して公共下水道を使用しようとする場合	特定施設設置届出書 (特定施設(設置・使用・構造等の変更)届出書別紙を添付すること)	特定施設を設置しようとする 60日前までに届け出る	
公共下水道を使用している事業場で、既設の施設が新たに特定施設に指定されたとき	特定施設使用届出書 (特定施設(設置・使用・構造等の変更)届出書別紙を添付すること)	当該施設が特定施設になった日から30日以内	
公共下水道を使用していない事業場で、既に特定施設を設置している事業場が、公共下水道を使用することとなったとき	特定施設使用届出書 (特定施設(設置・使用・構造等の変更)届出書別紙を添付すること)	公共下水道を使用することとなった日から30日以内	
特定施設設置届出書又は特定施設使用届出書を届出済の特定事業場が特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統を変更しようとするとき	特定施設の構造等変更届出書 (特定施設(設置・使用・構造等の変更)届出書別紙を添付すること)	特定施設の構造等の変更をしようとする60日前までに届け出る	
特定施設の届出に係る氏名、名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名に変更があったとき	氏名変更等届出書	変更の日から30日以内	
届出済みの特定施設の使用を廃止したとき	特定施設使用廃止届出書	使用廃止の日から30日以内	
特定施設設置又は使用の届出をした者から、特定施設を譲り受け又は借り受けたとき	承継届出書	承継があった日から30日以内	
特定施設設置又は使用の届出をした者について相続、合併又は分割があったとき	承継届出書	承継があった日から30日以内	